

## 【公開ゼミ 第一問】

以下の事案において、甲の罪責を検討せよ。

1 甲は、昭和 54 年 7 月から優生保護法(現行の母体保護法)上の指定医師として、産婦人科医を開業し、人工妊娠中絶等の医療業務に従事している者である。

2 昭和 55 年 9 月 8 日午前 10 時 30 分頃、甲は妊婦 A(当時 16 歳)から初診時妊娠第 23 週と 6 日(173 日)とみられる胎児の墮胎の嘱託を受けた。そこで、甲はこれを承諾し、12 日後の 9 月 20 日午後 2 時頃、A に対して墮胎措置を施し、その結果、未熟児(1000 グラム弱)を母体外に排出させた。

本件未熟児は、妊娠満 25 週を超えており、医学的に相当と考えられる昭和 51 年 1 月 20 日厚生省発衛第 252 号厚生事務次官通知の基準によれば、生命保持の可能性があると認められる。

3 その後、甲は、A に養育の意思を確かめることなく、また保育器に収容する等未熟児の保育方法を指導することもなく、新生児の体重も測定しないで、バスタオルに包み病院の休養室に A とともに寝かせておいた。

そして同日午後 5 時頃に、「子どもは病院で預かる。」旨言い渡して、A を退院させた。その後、甲は本件未熟児を保育器に収容するなどの未熟児保育に必要な医療措置を施すことなく同休養室に放置し、午後 10 時頃甲はそのまま自宅へ帰った。よって 9 月 21 日午前 3 時 30 分頃、本件未熟児を未熟による生活力不全により死亡させた。

参考判例：最高裁昭和 63 年 1 月 19 日第三小法廷決定